

○川崎町中小企業振興資金融資規則

昭和39年12月19日

規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、川崎町（以下「町」という。）内に居住する中小企業者で事業資金を必要とし、その融資を受けようとする者に対して、町が融資あつせんとあわせて助成を行うことにより、中小企業者の金融の円滑を図り、経営の合理化と健全なる発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

(融資あつせん)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、あつせんによって融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）及び宮城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び商工会等の相互の協力を得て、中小企業者が、その事業に必要な融資資金のあつせんを行う。

(預託金)

第4条 町長は、前条の融資あつせんを行うため、当年度予算に定める範囲内の金額を取扱金融機関に預託する。

2 町長は、前項の預託金を取扱金融機関に預け入れ、保証限度額を設ける。

3 預託金及び保証限度額については、町長は、取扱金融機関と保証協会との間に別に覚書を締結する。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、規則の趣旨に賛同し、協力する金融機関から町長が指定する。

2 取扱金融機関は、町があつせんに係る事業資金の融資を行うものとする。

(保証料補給)

第6条 融資は、全て保証協会の信用保証を受けなければならない。

2 町長は、保証協会が債務保証を引き受ける場合には、中小企業者の負担を軽減するため、予算の範囲内において別に定めるところにより、当該保証料を補給する。

3 保証期限を経過した債務額については、保証料は補給しない。ただし、町長が期間延長の承諾をした債務額の保証料は、これを補給する。

4 保証料補給の方法等については、保証協会との契約により定めるものとする。

(あつせん額及び期間)

第7条 町長があつせんをする融資の限度は、1企業につき設備資金は1,000万円、

運転資金は1,000万円とし、貸付期間は、設備資金は10年以内、運転資金は7年以内とする。

(違反に対する措置)

第8条 この規則による資金の使途は、中小企業者の事業運営上必要とする設備及び運転資金であって、かつ、企業の振興に益すると認められるものに限る。

2 町長は、融資を受けるものが、次の各号の一に該当するときは、第6条第2項に規定する保証料の補給を中止するとともに、既に交付した補給金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 規則の目的に反すると認めたとき。

(2) 前号の規定に違反したと認めたとき。

(3) 提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第14号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第11号）

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第13号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。